

社会医療法人耳鼻咽喉科麻生北見病院 施設基準届出事項

No	種別	施設基準届出事項
1	基本	<input type="checkbox"/> 急性期一般入院料 1
2		<input type="checkbox"/> 診療録管理体制加算 3
3		<input type="checkbox"/> 医師事務作業補助体制加算 1 50対1
4		<input type="checkbox"/> 療養環境加算
5		<input type="checkbox"/> 医療安全対策加算 2
6		<input type="checkbox"/> 医療安全対策地域連携加算 2
7		<input type="checkbox"/> 感染対策向上加算 3、連携強化加算
8		<input type="checkbox"/> データ提出加算 1口
9		<input type="checkbox"/> せん妄ハイリスク患者ケア加算
10		<input type="checkbox"/> 外来・在宅ベースアップ評価料（I）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）及び入院ベースアップ評価料 1 2 5
11		<input type="checkbox"/> 入院時食事療養（I）
12		<input type="checkbox"/> 医療DX推進体制整備加算 4
13	特掲	<input type="checkbox"/> 薬剤管理指導料
14		<input type="checkbox"/> 補聴器適合検査
15		<input type="checkbox"/> CT撮影及びMRI撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）
16	歯科	<input type="checkbox"/> 地域歯科診療支援病院歯科初診料
17		<input type="checkbox"/> 歯科外来診療感染対策加算 3
18		<input type="checkbox"/> 歯科外来診療医療安全対策加算 2
19		<input type="checkbox"/> 歯科診療特別対応連携加算
20		<input type="checkbox"/> 地域歯科診療支援病院入院加算
21		<input type="checkbox"/> クラウン・ブリッジ維持管理料
22		<input type="checkbox"/> 歯科治療時医療管理料
23		<input type="checkbox"/> CAD/CAM冠
24		<input type="checkbox"/> 歯科口腔リハビリテーション料 2
25		<input type="checkbox"/> 口腔粘膜処置
26	<input type="checkbox"/> レーザー機器加算	

社会医療法人耳鼻咽喉科麻生北見病院 施設に関するお知らせ

施設管理者 病院長 村田 保博

- 日本口腔外科学会認定研修施設[平成29年10月認可]
- 急性期一般入院料 1

※これらの掲示はホームページの他、
院内の耳鼻咽喉科・歯科口腔外科
診察室前待合、2階病棟掲示板に掲示しています。

保険外負担金一覧

○証明書等（税込）※1枚につき

・医療費証明書	550円
・通院証明書	1,100円
・補装具(補聴器) 要否意見書	1,100円
・入院証明書	5,500円

○診断書等（税込）※1枚につき

・一般診断書	2,750円
・障害者年金診断書	3,300円
・身体障害者申請診断書	4,400円
・死亡診断書1通目	5,500円
・死亡診断書2通目	3,300円
・死体検案書1通目	11,000円
・死体検案書2通目	7,700円

○診療記録等の開示（税込）

・診療記録等のコピー（白黒）	1枚につき	10円
・診療記録等のコピー（カラー）	1枚につき	50円
・画像データCDR	1枚につき	110円
・診療記録等の閲覧	30分につき	1,100円

○その他（税込）

・インフルエンザワクチン接種(耳鼻科)	3,000円
・生命保険症状調査面談料	5,500円

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から平成22年4月1日より、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても明細書を無料で発行しています。

なお明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですのでその点、ご理解いただきご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の発行を希望されない方はその旨、総合受付にお申し付けください。

診療記録等の開示について

当院では患者様のご希望によりご自身の診療記録や検査結果等の診療記録等の開示を行っています。開示は患者様のプライバシー保護の目的で患者様ご自身か患者様のご親族あるいは患者様が正式に代理人と認めた方を対象に行っています。

手続きとして「診療記録等の開示申込書」の提出をお願いします。

提出後は事務手続きに2週間程度要する場合がありますのでご承知おきください。

開示に関する費用は以下の通りです。

●診療記録等のコピー（白黒）	1枚につき	10円
●診療記録等のコピー（カラー）	1枚につき	50円
●画像データCDR	1枚につき	110円
●診療記録等の閲覧	30分につき	1,100円

相談窓口のご案内

当院では医療安全に関する事項、患者様の療養上、又は生活上のご相談や病院に対しての質問・不満・苦情などについて、1階総合受付に相談窓口を設けています。また医療安全に関するご相談は医療安全管理者を配置しています。お気軽にご利用ください。なお、院内に2カ所（1階ロビー、2階患者様食堂）ご意見箱を設置していますのでご利用ください。

病棟における看護職員の配置状況について

当院では1日に8人以上の看護師が病棟に勤務しています。
時間帯毎の配置は以下の通りです。

●朝9時～夕方17時まで

看護師1人当たりの受け持ち数は3人以内です

●夕方17時～深夜1時まで

看護師1人当たりの受け持ち数は6人以内です

●深夜1時～朝9時まで

看護師1人当たりの受け持ち数は6人以内です

入院医療に関する特別の療養環境の提供（特別室のご案内）

当院では特別室をご用意しています。ご希望の方は総合受付にお申し付けください。

○ 特別室（4室） 1日 6,600円（208号、210号、211号、212号）

- ・TV、冷蔵庫、ユニットバス、トイレ、洗面台、エアコン完備、アメニティ用品
- ・インターネット接続可能、ソファ、机、新聞購読（朝刊無料）

○ 1床室（2室） 1日 5,500円（207号、214号）

- ・TV、冷蔵庫、洗面台、書机、イス、エアコン完備、アメニティ用品
- ・インターネット接続可能

○ 2床室（1室） 1日 3,300円（220号）

- ・TV、冷蔵庫、洗面台、書机、イス、エアコン完備、アメニティ用品

後発医薬品の使用について

報道や新聞等において成分や効果が同じで価格が安価である後発医薬品（ジェネリック）の使用促進が注目されています。当院では後発医薬品の使用について外来・入院を問わず、後発医薬品の使用について積極的に取り組んでいます。
後発医薬品をご希望の方は診察の際、診察医師にお申し出ください。なお、必ずしも全ての先発医薬品に対し後発医薬品が製造されている訳ではありませんのでご希望に添えない場合もあります。あらかじめご承知おきください。

一般名処方について

当院では医薬品の供給状況や令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に、患者さんの希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨について患者さんに十分説明を行い、処方しています。

院内感染防止対策について

当院では患者様やご面会の方々に安心して療養ならび、ご来院いただくために、以下の取り組みを行っています。

- ① 院内感染防止対策委員会を設置し、月1回の会議を実施しています。
- ② 院内感染防止対策マニュアルを整備し、遵守状況を定期的に点検しています。
- ③ 院内感染防止対策活動の中心を担う感染制御チームを設置しています。
感染制御チーム：病院長、院内感染管理者（看護師）
- ④ ③において週1回院内を巡回し、感染防止対策の改善の取り組みを行っています。
- ⑤ ③において連携医療機関が開催するカンファレンスに参加し、新しい知見を取り入れ、感染対策に役立てるとともに自院の院内感染防止対策について、当該連携保険医療機関との調整等により、適宜、評価を受ける体制に努めています。
- ⑥ 特定抗菌薬の届出制など、抗菌薬の適正使用に関する取り組みを行っています。
- ⑦ 院内感染発生の調査を実施しています。
- ⑧ 就業時の初期教育をはじめ、年2回以上の院内感染防止対策に関する職員研修会を実施しています。
- ⑨ 全職員が標準予防策の徹底に努めています。（手洗い・手指消毒、咳エチケット、
感染および感染症の拡大防止のための防護具の設置と使用、病室管理・調整）
- ⑩ 感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関です。
（公表されている自治体のホームページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kyotei.html>）
- ⑪ 当該感染症患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニング等を行っています。
- ⑫ 当該感染症患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、地域の歯科医療を担当する別の保険医療機関から感染症患者又は疑似症患者を受け入れる連携体制を確保しています。
- ⑬ 新型インフルエンザ等感染症等発生時の事業継続計画を策定しています。（事業継続計画策定年月日：令和7年4月1日）

処方箋について



一般名処方加算

処方せん料には、いくつか加算があります。その1つが一般名処方加算です。これは後発医薬品がある医薬品について、お薬の商品名に代えて有効成分の名前で処方した場合に算定されます。

例えば、ムコダイン（商品名）⇒カルボシステイン（一般名）
ロキソニン（商品名）⇒ロキソプロフェンナトリウム（一般名）など

処方されたお薬のうち、後発医薬品のあるすべての医薬品（2品目以上）が一般名処方されている場合は「一般名処方加算1（7点）」、1品目でも一般名処方されている場合には「一般名処方加算2（5点）」が処方せんの交付1回につき、それぞれ加算されます。

※2023年4月より、
「一般名処方加算1・2」が、それぞれ+2点加算され、
「一般名処方加算1（9点）」「一般名処方加算2（7点）」となります。

患者様としては、処方せんが一般名で表記されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることができ、お薬代を安くすることができます。

後発医薬品とは…

別名ジェネリック医薬品ともいわれ、新たに開発された先発医薬品（新薬）と同じ効能、品質、安全性であると国から承認されたお薬です。開発にかかる期間が、先発医薬品（新薬）と比べて短い分、お薬を低価格で供給することができます。



確かな品質を低価格で供給できるジェネリック医薬品は、患者様の負担を軽減し、医療費抑制にも貢献する薬として注目されています。

患者のみなさまへ

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方**を希望される場合は、**特別の料金**をお支払いいただきます。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

入院時食事療養（Ⅰ）について

当院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っています。
管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）
適温で提供しています。

自己負担額 1食につき 510円（1日3食を限度） ※食材費＋調理費

◆入院時食事療養費（Ⅰ）（1食につき）690円、別に厚生労働大臣が定める
特別食を提供したときは、1食につき76円を1日につき、3食を限度として加算。
食堂における食事療養を行ったときは1日につき50円を加算。

（診療報酬明細書による請求時）

◆生活保護や公費負担医療（制度による）、労働災害補償の医療については、
食事負担はありません。

（なお、食事負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。）

◆入院日数や納税金額により軽減される場合があります。

◆ご不明な点がございましたら総合受付までお申し出ください。

医療情報取得加算について

当院では以下の体制を有し、実施しています。

ア) オンライン資格確認を行う体制を有しています。

イ) 当院を受診された患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、
その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

医療DX推進体制整備加算について（加算4）

当院では以下の体制を有し、実施しています。

ア) 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システム
により取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

イ) マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう
取り組んでいます。

ウ) 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる
取り組みを実施しています。（電子処方箋は今後運用予定です）



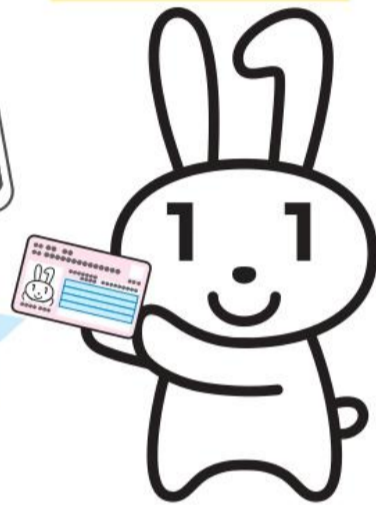
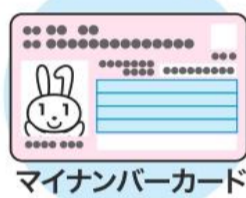
とっても
簡単!

マイナンバーカード

1

受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

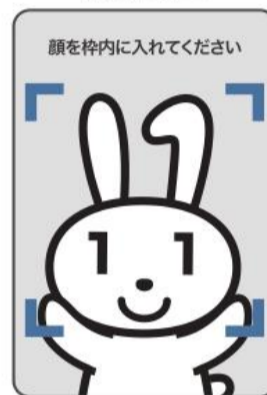


2

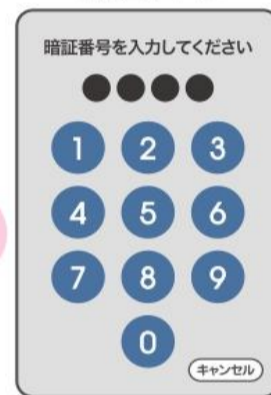
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

地域歯科診療支援病院歯科初診料、歯科外来診療感染対策加算3について

歯科医療について、当院では以下の院内感染防止対策を行っています。

- 医科医療機関との連携
連携医療機関名：耳鼻咽喉科麻生北見病院 電話番号：0157-23-4133
- 医療機器の洗浄・滅菌を徹底するなど、院内感染防止策の実施
滅菌体制：診療室内に設置した滅菌器または複数の診療科で共有する中央滅菌部門において滅菌
設置機器名：小型未包装品用高圧蒸気滅菌器 ユヤマクレープYS-A-C108
滅菌器の使用回数：1日5回以上
- 当該保険医療機関の保有する機器について
歯科用ハンドピース：30
歯科用ユニット数：4

歯科外来診療医療安全管理対策加算2について

歯科医療について、当院では以下の医療安全管理対策を行っています。

- 医療安全管理、院内感染対策、医薬品業務手順等、医療安全対策に係る指針等の策定
- 医療安全対策に係る研修の受講ならびに従業者への研修の実施
- 安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置・器具等の設置
設置装置等：AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生キット、歯科用吸引装置
- 緊急時に対応できるよう、医科医療機関との連携
連携医療機関名：耳鼻咽喉科麻生北見病院 電話番号：0157-23-4133
- インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制
医療安全管理委員会の開催回数：1回/月
当該委員会の構成員：病院長、副院長、歯科医師、看護次長、薬局長、検査科リーダー
栄養科リーダー、事務長、医療安全管理者、院内感染管理者
安全管理体制確保のための職員研修の開催状況：2回/年
- 安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し「歯科外来診療医療安全管理対策加算2」を算定しています。

クラウン・ブリッジ維持管理について

当院では装着したクラウン又はブリッジに対して2年間の維持管理を実施しています。これは装着したクラウンやブリッジを出来るだけ長く快適にご使用いただくために適切な管理を行っていくものです。不具合があった場合はご遠慮なくご連絡をお願いします。
(歯科口腔外科直通番号 0157-23-4134)

- 歯の健康を保つには、まず歯の汚れをなくすことです。
- 歯の汚れ（歯垢）は、放置しておくと歯石となり、ブラッシングでは取り去ることは出来ません。
- 歯石は歯周病の原因となり、また根元から虫歯になる原因ともなります。
- 治療が無駄にならないよう食生活にも気をつけて、口の中を清潔にして、80歳で20本の歯を残すようにしましょう。

口腔内を清潔にし、装着したものを長持ちさせましょう。もし、治療した上記の歯に異常のある場合はご相談ください。詳細はお渡ししました「お知らせ」をご確認ください。

CAD/CAM冠について

1. 当該療養に係る歯科医師の氏名

歯科医師の氏名	経 歴
鈴木 豊典 (すずき とよのり)	平成5年3月北海道大学歯学部卒業 歯科口腔外科での診療経験33年 (令和7年5月現在)

2. 当該療養に係る歯科技工士の氏名等

歯科技工所・歯科技工士	住 所・電話番号
デンタルプランニング 歯科技工士 工藤 利一	北見市清月町75-9 0157-23-9455

歯科口腔外科リハビリテーション料2について

1. 当該療養に係る歯科医師の氏名

歯科医師の氏名	経 歴
鈴木 豊典 (すずき とよのり)	平成5年3月北海道大学歯学部卒業 歯科口腔外科での診療経験33年 (令和7年5月現在)

2. 当該療養に係る医療機器の設置状況

当院では磁器共鳴コンピュータ断層撮影（MRI撮影）装置を設置していないため、機器を有している以下の施設と連携しています。

医療機関名	住 所・電話番号
医療法人社団高翔会 北星記念病院	北見市中央三輪2丁目302-1 0157-51-1234

歯科疾患管理料（歯科疾患管理料の趣旨及び内容）について

・ 歯科疾患管理料の趣旨

歯科疾患管理料は、単に虫歯や歯周病といった個々の病気を治療するだけでなく、口腔全体を一つの単位として捉え、患者さんと歯科医療従事者が協力して、生涯にわたって健康な口腔状態を維持・管理していくことを目的としたものです。具体的には、以下の点が重視されます。

継続的な管理：

一度治療が完了したら終わりではなく、定期的な評価や指導を通じて、diseaseの再発や新たな問題の発生を予防します。

患者との協働：

患者さん自身のセルフケアの向上や生活習慣の改善を促し、主体的な口腔管理を支援します。

重症化予防：

早期にリスクを評価し、適切な介入を行うことで、diseaseの重症化を防ぎ、結果として患者さんのQOL（生活の質）の維持・向上に貢献します。

全身の健康との関連：

口腔の健康が全身の健康に与える影響を考慮し、全身疾患を持つ患者さんなどに対して、より包括的な管理を行います。

・ 歯科疾患管理料の内容：

歯科疾患管理料は、患者さんの口腔状態やリスクに応じた管理計画を作成し、それに基づいた継続的な管理を行うことに対して算定されます。主な内容としては、以下のようなものが挙げられます。

1. 管理計画の作成と説明：

患者さんの口腔内の状態（虫歯、歯周病、歯並び、粘膜の状態など）全身の状態、生活習慣などを総合的に評価します。必要に応じて、レントゲン検査や歯周組織検査などの各種検査を行います。これらの評価に基づいて、個々の患者さんに合わせた管理計画書を作成し、患者さんやその家族に内容を分かりやすく説明し、同意を得ます。管理計画には具体的な目標、実施する管理内容（歯磨き指導、食生活指導、フッ化物応用、PMTCなど、次回の評価時期などが記載されます。

2. 継続的な管理：

作成した管理計画に基づき、定期的な口腔内のチェックを行います。患者さんのセルフケアの状態や口腔内の変化を評価し、必要に応じて指導内容を見直します。リスクの高い部位や diseaseが再発しやすい箇所を中心に、予防的な処置を行います。患者さんの継続的な管理を維持・向上させるための相談を行います。

3. 記録：

管理の過程や患者さんの状態の変化などを診療録に詳細に記録します。必要に応じて、口腔内の写真や検査結果などを保存します。初診月に歯科疾患管理料を算定する場合は、管理計画書を作成し、患者さんに説明することが必須となります。2回目以降の管理では、患者さんの状態に合わせて管理内容を評価・見直し、継続的な指導・管理が行われます。

・ 歯科疾患管理計画書

歯科疾患管理計画書は、歯科疾患管理料を算定する上で非常に重要な書類です。患者さんの口腔状態や全身状態、生活習慣、治療目標、具体的な管理内容などを記載し、患者さんと歯科医療従事者双方の共通認識を持つために用いられます。

管理計画書には、一般的に以下のような項目が含まれます。

患者さんの基本情報：氏名、年齢、性別、連絡先など
全身の状態：既往歴、服用中の薬、アレルギーの有無など
生活習慣：歯磨きの回数や方法、食生活、喫煙の有無など
口腔内の状態：虫歯、歯周病、歯並び、粘膜の状態、プラークの付着状況、
歯周組織検査の結果、レントゲン検査の結果など
リスク評価：虫歯や歯周病の発生・進行のリスク
改善目標：具体的な口腔内の健康状態の目標
管理内容：具体的にどのような管理（指導、予防処置など）を行うか
治療計画の概要：必要な治療があればその概要
次回の評価時期：定期的なチェックや指導の予定時期
患者さんへのdiseaseや予防に関する情報提供
担当歯科医師名
歯科医院によってはこれらの項目に加えて、患者さん自身が目標やセルフケアの状況を記入する欄を設けている場合もあります。

歯科疾患管理料は、患者さんと歯科医療従事者が協力して口腔の健康維持に取り組むための重要な評価です。管理計画書に基づいて、患者さん一人ひとりに合わせた継続的な管理が行われることで、生涯にわたる口腔の健康がサポートされます。

手術に関するお知らせ

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術の年間症例数は以下の通りです。

※ 症例数は令和6年1月～12月の件数

● 区分1に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄班下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	1
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

● 区分2に分類される手術		件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

● 区分3に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

● 区分4に分類される手術の件数	件数 0
------------------	---------

● その他の区分に分類される手術		件数
ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	0
イ	1歳未満の乳児に対する外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び対外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0